

福岡地方裁判所委員会（第13回）議事概要

1 開催日時

平成18年9月13日午後1時30分～午後4時30分

2 場所

福岡地方裁判所公用室

3 出席者

（委員）

峯田孝行委員長，夏樹静子副委員長

古賀靖子委員，田邊宜克委員，野口郁子委員，船木誠一郎委員，森岡孝介委員，
山本昇委員（50音順）

（福岡地方裁判所）

中島慶人事務局長，中島文生民事首席書記官，大重敏弘刑事首席書記官，立川
治福岡簡易裁判所首席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

根占聡哉総務課長，尾方誠司総務課課長補佐，吉田利成総務課専門官

4 配布資料の説明

(1) 少額訴訟に関する資料

今回の議事である少額訴訟の手続を説明したレジュメ

(2) 「地方裁判所委員会のテーマについて」と題する書面

全国で実施された地裁委員会のテーマについて関係項目に分類して記載した
もの

(3) 「裁判所データブック2006」

裁判所の組織や各種事件の事件数，審理期間等のデータを記載したもの（最
高裁判所発行）

5 議事（□委員長，△副委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所）

(1) 裁判員制度関係

ア 前回の委員会における模擬裁判員裁判の感想等について

- 裁判員役を担当したが，傍聴者が100人近くいたわりには，思ったほど緊張しなかった。当初は，発言するつもりはなかったが，（裁判員役が地裁委員という）知り合いの方々ばかりだったので，つい，いろいろ発言した。

評議の公開については，当初は反対の意見であったが，協議していく中で，かえって公開することで一般の皆さんに内容が分かり，抵抗がなくなってよかったかと思った。

- 模擬裁判は今回初めてであり，当初は不安であったが，裁判員役として証人に質問する事項は1点だけであることを知らずに，一度に何点か質問してしまった。

専門家にとっては初歩的なことを知らなかったが，裁判官から詳しく説明していただいたし，評議については，判例をどうやって調べればよいかの説明もあり，参考になった。素人にとっては，事前に専門家による解説が必要だと思った。

- ◎ 裁判官役を務めたが，証拠調べが終わった段階で心証形成されていた。実際の裁判員裁判では，証拠のポイントを裁判員にどう分かってもらうかが大切だと感じた。

次に，冒頭陳述が大切であると思った。プレゼンは，その場は分かりやすいが，頭に残らない。冒頭陳述の内容を手元に残しておく必要があり，事案の概要を分かった上で臨む必要がある。

また，今回の模擬裁判は殺人未遂の事案ということで，量刑が分かりにくかったが，提示される量刑資料の真ん中を採ったという印象である。提示される量刑資料の例によって量刑に影響があると感じた。今回は模擬裁

判であったが、実践的に役に立った。

- ◎ 傍聴した感想として、裁判員役の方の質問が活発なことに驚いた。初めてなのによく質問できるなと感じた。実際の裁判員裁判でもそういう雰囲気作りが大切であると思った。

冒頭陳述では、手元に書類があれば心証が取れるが、何もないと聞き落さないように注意しないといけないと思った。証拠も見れないし、冒頭陳述の書面も見ることができないので、裁判員は、現実的には難しいかもしれない。その点が課題である。書面を示していくか、絞った証拠でいかに心証を形成するか、調整が必要であると感じた。

評議については、証拠が足りないとか、明らかにもう一度見たい証拠があった場合にどうするか。裁判員がどうやって対処するか悩ましい。本番になっても考えないといけない問題である。

- ◎ 審理過程のみ傍聴したが、プレゼンの内容は何か手元に残さないといけないのではないかと感じた。

- △ 裁判員役は、思ったよりくつろいだ気持ちで臨めた。地裁委員会で皆さんと顔見知りだったのが大きかったが、初めての人ばかりだったらとても不安だと思う。実際の裁判員裁判では、審理や評議の前に少し裁判員同士の顔合わせや雑談の機会があったらよいのではないかと感じた。

また、弁護人も冒頭陳述をするので、起訴状や冒頭陳述の書面が手元にないととても無理だと思う。公判前整理手続では、裁判員には内容が知らされず、公判期日に結果の要約が陳述されるだけと聞いているが、簡単でも文書がないと覚えられないと思う。裁判員として年輩者も来られるし、書面をもらわないと無理である。頭で確認できないと質問はできないと思う。

評議についても顔見知り同士だとよいが、知らない人だと怖いと思った。現実では、もう少し自由に思ったことをすぐに言える雰囲気作りの工夫を

していただければと思う。おもしろい経験ができた。

- 検察審査会でも、初めて会った人が不起訴事案について議論しあうが、最初は緊張するけど半年経つとお互いに友達グループができ、委員になってよかったという意見が多い。

また、裁判員相互の心から何でも言える雰囲気作りが大切であり、裁判所（裁判長）の与える影響が大きい。裁判員制度の施行により、裁判官そのものが変わると思う。しゃべってみんなの気持ちをほぐさないといけない。

- 専門家の知識を頼りにしてしまうし、専門家の知識を提供していただきたいと思う。あまり裁判長の誘導になってもいけないし、判断材料が少なくてもいけないので、バランスが難しいと思うが、裁判長の役割が大きいと思った。

- まさに裁判長の力量が試されているといえる。

- △ 広報用のPRビデオでは、右陪席と左陪席の裁判官があまりしゃべらないが、もう少し裁判長の補助をしてあげてもよいと思う。

- 裁判官はありのままのすべてを見せないといけない。

冒頭手続から論告・求刑までの手続は、一般の方にはよく分からないので、手続をきちんと解説を加えながら正しい判断ができるように配慮しないといけない。これまでより品質を落としてはいけない。そのためには裁判所のタイムリーな解説や修正が必要だと思う。

- ◎ 弁護士として、公判前整理手続を実際に経験したことがあるが、検察官が出してくる証拠（調書）が多い。調書の読み上げだけで午前10時から午後2時までかかったことがあるが、聞いている人には内容が理解できない。調書のまとめ方などが変わってこないと聞いているだけでは分からないと思う。その点が将来的にどう変わっていくのかと感じた。

尋問も体力勝負になり、裁判員は疲れると思うので、今後は時間のやり

くりが必要だと思う。

- 読んで理解してもらうためには、本番に備えて従前のやり方を変えていかなければならないと思う。

イ 広報活動の報告等について

根占総務課長から次の事項について説明した。

① 企業訪問の報告

参加しやすい環境整備のため、県内の主要企業を訪れ、協力を要請したことや、大企業の裁判員休暇の取組みについて報じた新聞記事を併せて紹介した。

② 親子見学会の報告

8月23日に開催した夏休み親子見学会について、参加人数やプログラム（模擬裁判の体験など）を紹介した。

③ 今後の模擬裁判の計画

11月10日に本庁、10月25日に小倉支部で開催を計画していることを紹介した。

(2) 裁判所へのアクセスについて

中島事務局長から次のとおり説明した。

ア 裁判所への案内表示に関する措置について

① 地下鉄赤坂駅2番出口正面に案内表示板を設置することについて

福岡市は氾濫する案内情報を整理し、分かりやすい都市環境をつくる目的で都市サイン計画を進めているところであり、裁判所のような公共施設であっても、独自に案内表示を新設しようとしても原則として許可が下りない。

そのような状況にあるが、地下鉄赤坂駅に案内表示ができないか、検討を行ってみた。結果、当該駅2番出口の駅名標裏面（1.3メートル×0.4メートル）に電照タイプの案内表示板を掲出すると、有効な案内板とな

るのではないかと考えており，現在その仕様等について作業に入っている。
準備ができ次第，福岡市交通局と交渉に入る予定である。

② 空港，駅での裁判所への案内表示の状況

福岡空港，地下鉄福岡空港駅，西鉄福岡駅の3施設では，裁判所へのアクセスが明確に分かるものは設置されていない。ただ，福岡空港については，各ターミナルの到着口付近に案内所が設けられているので，裁判所へのアクセス方法につき対応してもらうことが可能と思われる。

博多駅の中央口，博多口，筑紫口には案内表示板が設置され，裁判所の表示があり，また，バス利用の場合には，システムでの路線案内を検索できることから，裁判所までのアクセスには問題ないと思われる。

イ タクシー協会への依頼

社団法人福岡市タクシー協会に対して，①タクシー利用者から，行き先を裁判所と告げられた場合には，地方裁判所か家庭裁判所かを確認していただきたい旨，②タクシーの乗務員の方々に，地方裁判所と家庭裁判所は違う場所にあることを周知させていただくようお願いしたところ，協会加盟の法人・乗務員に周知を図りたいと回答をいただいた。

(3) 少額訴訟について

立川福岡簡易裁判所首席書記官から次のとおり説明等を行った。

ア 少額訴訟の概要及び手続についてレジュメに沿って説明

イ 少額訴訟手続のDVD「少額訴訟ってどんなもの？（20分）」の視聴

(4) 次回委員会のテーマについて

配布した「地方裁判所委員会のテーマについて」を参考に，次回のテーマについて意見交換した。

◎ 次の3つのテーマを希望する。

① 裁判所から国民への情報発信について，振り込め詐欺等の情報をホームページで裁判所から積極的に情報発信するなど，在るべき姿を検討できな

いか。

② 裁判所の庁舎移転に当たり、国民のニーズを反映させることができないか。施設の利用について、利用者アンケートを行うとか、こういう設備があったら便利だ、といった意見交換ができないか。

③ 裁判員制度を控えて、将来、裁判員候補者が相当数来庁することになるが、案内役としてボランティアを活用できないか検討する余地がある。

△ やはり、この委員会では裁判員制度のテーマも多く取り上げてはいかがか。

「裁判員の負担に配慮した裁判員制度の在り方について」、「裁判員制度を円滑にしていくためにはどうすべきか」といったテーマを希望する。

○ 少額訴訟を実際に自分で起こすことができるのか（訴状を書いたり、証拠を自分で集めることができるかなど）を試してみたい。やはり弁護士がいないと難しいとの話も聞く。少額訴訟の書式を見たい。

□ 各委員の御希望をもとに次回のテーマを検討し、追ってお知らせすることにした。

6 次回期日

第14回 平成18年12月4日（月）